

令和6年度第1回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
令和6年4月30日（火）
午後2時～午後4時9分
調布市国領町3丁目8番地1
（公財）調布ゆうあい福祉公社 相談室
- 2 理事の現在数 7名
- 3 定足数 4名
- 4 出席理事数 6名
- 5 審議事項
 - 議案第1号 専決処分の承認について（指定介護予防支援事業所運営規程の改正）
 - 議案第2号 専決処分の承認について（居宅介護支援事業（介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業）運営規程の改正）
 - 議案第3号 専決処分の承認について（指定居宅介護事業所運営規程の改正）
 - 議案第4号 専決処分の承認について（指定訪問介護事業所運営規程の改正）
 - 議案第5号 専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンター（通所介護及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス））運営規程の改正）
 - 議案第6号 専決処分の承認について（調布市国領高齢者在宅サービスセンター（介護予防）認知症対応型通所介護運営規程の改正）
 - 議案第7号 専決処分の承認について（調布市入間町地域密着型認知症デイサービスぶちぼあん（介護予防）認知症対応型通所介護運営規程の制定及び旧規程の廃止）
 - 議案第8号 専決処分の承認について（介護職員処遇改善支援補助金に関する取扱規程の制定）
 - 議案第9号 介護職員等処遇改善加算に関する取扱規程の制定（案）について
 - 議案第10号 専決処分の承認について（令和5年度収支補正予算第4号）
 - 議案第11号 専決処分の承認について（令和5年度収支補正予算第5号）
 - 議案第12号 専決処分の承認について（令和5年度収支補正予算第6号）
 - 議案第13号 専決処分の承認について（令和5年度収支補正予算第7号）
 - 議案第14号 専決処分の承認について（令和5年度収支補正予算第8号）
 - 議案第15号 令和5年度事業報告（案）について
 - 議案第16号 令和5年度収支決算（案）について
 - 議案第17号 理事候補者の選任について
 - 議案第18号 理事候補者の選任について
 - 議案第19号 理事候補者の選任について
 - 議案第20号 理事候補者の選任について
 - 議案第21号 理事候補者の選任について

議案第 22 号	理事候補者の選任について
議案第 23 号	理事候補者の選任について
議案第 24 号	監事候補者の選任について
議案第 25 号	監事候補者の選任について
議案第 26 号	評議員候補者の選任について
議案第 27 号	評議員候補者の選任について
議案第 28 号	評議員候補者の選任について
議案第 29 号	評議員候補者の選任について
議案第 30 号	評議員候補者の選任について
議案第 31 号	評議員候補者の選任について
議案第 32 号	評議員候補者の選任について
議案第 33 号	評議員候補者の選任について
議案第 34 号	令和 6 年度定時評議員会の招集について

6 報告事項

報告第 1 号	令和 5 年度下半期苦情解決状況について
報告第 2 号	令和 5 年度下半期事故報告について

(1) 会議成立の報告

冒頭に定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

- ア 議案第 1 号 専決処分の承認について(指定介護予防支援事業所運営規程の改正)
- イ 議案第 2 号 専決処分の承認について(居宅介護支援事業(介護予防支援事業及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業)運営規程)
- ウ 議案第 3 号 専決処分の承認について(指定居宅介護事業所運営規程の改正)
- エ 議案第 4 号 専決処分の承認について(指定訪問介護事業所運営規程の改正)
- オ 議案第 5 号 専決処分の承認について(調布市国領高齢者在宅サービスセンター(通所介護及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス))運営規程の改正)
- カ 議案第 6 号 専決処分の承認について(調布市国領高齢者在宅サービスセンター(介護予防)認知症対応型通所介護運営規程の改正)
- キ 議案第 7 号 専決処分の承認について(調布市入間町地域密着型認知症デイサービスぷちぼあん(介護予防)認知症対応型通所介護運営規程の制定及び旧規程の廃止)

議案第 1 号から議案第 7 号までは、令和 6 年度介護保険制度改正に係る規程の改正、また、

令和6年度からのデイサービス事業の見直しに係る規程の改正等を行うものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「議案第1号について、本改正は、令和6年度介護保険制度改正に対応するため、令和6年4月1日を施行日とし、規程を改正するものである。

新旧対照表1ページ、改正内容は赤字のところになる。「身体拘束等の更なる適正化を図るため」第15条を新設するなど所要の改正を行っている。

議案第2号について、先ほどの議案第1号と同様に、「身体拘束等の更なる適正化を図るため」第15条を新設するなど、所要の改正を行っている。

議案第3号について、本改正は、令和5年度、人員確保が困難なことから休止としていた重度訪問介護事業を廃止すること及び、同様に休止していた居宅介護事業の再開に当たり、令和6年度障害者総合支援法改正に対応するため、令和6年4月1日を施行日とし、規程を改正するものである。

新旧対照表1ページ、規程名及び文中の重度訪問介護に係る文言を削除した。新旧対照表2ページ、議案第1号と同様に、「身体拘束等の更なる適正化を図るため」第16条を新設するなど、所要の改正を行っている。

議案第4号について、議案第1号と同様に、「身体拘束等の更なる適正化を図るため」第16条を新設するなど、所要の改正を行っている。

議案第5号について、こちらも議案第1号と同様に、「身体拘束等の更なる適正化を図るため」第19条を新設している。

なお、新旧対照表1～3ページについては、他関連規程との表記を合わせるため、所要の改正を行っている。

議案第6号について、こちらも議案第1号と同様に、「身体拘束等の更なる適正化を図るため」第21条を新設するなど、所要の改正を行っている。

議案第7号について、本規程は、令和6年度から入間町地域密着型認知症デイサービスふちぼあんが、調布市からの委託による運営に変更となったため、介護保険制度で運営規程を作成することが義務づけられているため、令和6年4月1日を施行日とし、規程を制定するものである。

主な内容については、専決処分書、表の記載のとおりで、「(事業の目的)第1条」から「(雑則)第26条」を規定した。なお、これに伴い、旧規程は廃止となる。

添付の規程については、後ほどご確認願いたい。」

理事より、「身体拘束に関しての条項が新設する形になっているが、身体拘束は随分前から大事なこととして言われており、私は減っているものだと思い込んでいた。今まで入ってなかったのだと思ってびっくりした。今までの規程の中で入っていなかったことが、東京都などに指導がされたのか、あるいは、職員の中で気づいて、今回このようにしたのか。本当に大事な要素であるので、これが外れていたということはちょっと考えられないという思いがしたので、質問をした。

それから、議案第7号については、廃止と新設が一つの議案でかなうものかどうか。廃止は廃止の議案で、新設は新設かなと思った。これ一本でいいのかどうかというのが疑問としてあった」との質問があり、事務局より、「身体拘束等の部分に関しては、これまで、虐待防止と同様にうたわれてはきたが、今回、令和6年度の法改正のところで新た

に文章として運営規程のほうに載せなさいという形で出てきたもので、今回対応している。

新規と廃止が一つの議案でよろしいかということについては、制度の改正等の内部規程については特に定めていない。この後、私のほうでも、運営について確認させていただいて、もし不備があるということであれば、また改めて次回で提示させていただきたいとの答弁があった。

理事より、「廃止規程というのがきちんと記録に残らないと、何年かたったときに、あれはどうだったのだろうかということもあると思う。この規程は令和6年3月31日で廃止し、新たにこれができるというのが、流れで分かるようにあったほうが将来的にいいと思った」との意見があった。

議案第1号から議案第6号については、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

また、議案第7号については、保留とした後、事務局より次のように説明があった。

「私のほうで、ある程度信頼の置ける回答をご説明したいと思い、公益法人協会という、内閣府所管の全国の公益法人を支援するような団体の専門相談窓口が繋がったので、確認をした。

理事会決議上、制定と廃止を一緒くたにして決議することは特に問題ないとのことと、その際の補足として、理事の皆様にもきちんと分かるようにご説明をしてください、なお、議事録にもその旨をしっかりと記載してくださいと、そのような回答であった。」

理事より、「議事録にしっかりそこが書かれるということで、後々分かると思う」とのコメントがあった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ク 議案第8号 専決処分の承認について(介護職員処遇改善支援補助金に関する取扱規程の制定)

ケ 議案第9号 介護職員等処遇改善加算に関する取扱規程の制定(案)について
議案第8号と議案第9号は、介護職員の処遇改善加算制度に係る規程の制定を行うものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「議案第8号について、本件は、介護職員の処遇改善において、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度引き上げるための措置として、令和6年2月から5月までの間、「介護職員処遇改善支援補助金」が交付されることになった。このことから、令和6年4月1日を施行日とし、介護職員処遇改善支援補助金に係る規程を制定するものである。

議案第9号について、本件は、介護職員の処遇改善に係るもので、令和6年度の介護報酬改定で、現行の「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の3つの制度が一本化された。処遇改善加算の一本化は、事業者の事務負担軽減、利用者からの理解の得やすさ、事業者として柔軟な事業運営をしやすくする観点から実施されるもので、新加算の名称は「介護職員等処遇改善加算」となる。

本件は、これらの制度改正に伴うもので、介護職員等処遇改善加算に関する取扱規程の制定をする必要があるため提案するものである。添付の規程については後ほどご確認願いたい。」

議案第 8 号と議案第 9 号について、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

コ 議案第 10 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 4 号）

サ 議案第 11 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 5 号）

シ 議案第 12 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 6 号）

ス 議案第 13 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 7 号）

セ 議案第 14 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 8 号）

議案第 10 号から議案第 14 号までは、令和 5 年度予算の補正を行うものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「議案第 10 号について、本件は、職員募集の広告を掲載するため、専決処分にて予算を補正している。

議案第 10 号から議案第 14 号までの補正予算の使途の内容について、説明の都合上、全て同じ内容になっている。予算書内に該当する補正予算の号数同士を矢印で明記しているので、こちらを参考に見ていただければと思う。

5 ページ中段の補正予算書（節科目集計）、「2 人事管理費」において、「3 委託費支出」の 45 万 3,000 円を減額し、「3 システム管理費」の「1 賃借料支出」に同額を増額補正している。

補正日は、令和 6 年 2 月 1 日である。

議案第 11 号について、本件は、食事サービス事業において、冷蔵庫やガスブースターが老朽化したため、入れ替えのため、専決処分にて予算を補正している。

3 ページ下段、「2 食事サービス事業費」内の「7 光熱水料費支出」の 167 万 2,000 円を減額し、5 ページ下段、「1 固定資産取得支出」内の「1 食事サービス事業費」の中の「1 固定資産取得支出」に同額を増額補正している。

補正日は、令和 6 年 3 月 1 日である。

議案第 12 号について、本件は、在宅サービスセンター受託事業において、車椅子が老朽化したため、入れ替えるため、専決処分にて予算を補正している。

4 ページ中段の「10 在宅サービスセンター受託事業費」内の「8 光熱水料費支出」の 50 万 2,000 円を減額し、5 ページ最下段の「1 固定資産取得支出」内の「7 在宅サービスセンター事業費」の「1 固定資産取得支出」にて同額を増額補正している。

補正日は、令和 6 年 3 月 8 日である。

議案第 13 号について、本件は、デイサービスぷちぼあん事業において、老朽化したエアコンを入れ替えるため、専決処分にて予算を補正している。

5 ページ上段の「1 一般管理費」内の「4 修繕費支出」の 43 万円を減額して、同じく 5 ページ下段の「1 固定資産取得支出」内の「6 デイサービスぷちぼあん事業費」の「1 固定資産取得支出」に同額を増額補正している。

補正日は、令和 6 年 3 月 15 日である。

議案第 14 号については、4 点ある。1 点目は、ヤングケアラー・コーディネーター事業において、時間外等で人件費が当初の予定を超えたことに伴う増額補正である。2 点目は、地域包括支援センター事業において、異動に伴い人件費が不足することから、同じく地域包括支援センター事業の介護予防プラン収入を増額する補正である。3 点目は、ホームヘルプサービス事業において、協力会員活動費の予算が不足することから、ホームヘルプサービス利用収入を増額する補正である。4 点目は、養育支援訪問事業において、人件費が当初の予定を超えたことにもなう増額補正である。

収支補正予算書 4 ページ、1 点目は、「13 ヤングケアラー・コーディネーター受託事業費」内の「2 ヤングケアラー・コーディネーター事業費」の「1 通信運搬費支出」と「2 消耗品費支出」から合計 6 万 7,000 円を減額し、「3 法定福利費支出」に同額を増額している。

2 点目は、同じく 4 ページ上段の「6 地域包括支援センター受託事業費」内の「1 地域包括支援センター人件費」の「2 職員手当支出」を 49 万円増額し、3 ページ中段の「3 地域包括支援センター事業収入」内の「1 介護予防プラン収入」に同額を増額している。

3 点目は、同じく 3 ページ中段の「2 有償福祉サービス事業費」の「1 ホームヘルプサービス事業費」の「1 協力会員活動費支出」で 87 万 5,000 円を増額し、「1 有償福祉サービス事業収入」の「3 ホームヘルプサービス利用収入」に同額を増額している。

4 点目は、4 ページ最下段の「14 養育支援訪問事業費」の「1 養育支援訪問人件費」の「1 臨時雇賃金支出」で 9 万 8 千円を増額し、3 ページ中段の「6 養育支援訪問事業収入」の「1 養育支援訪問事業収入」に同額を増額している。

以上 4 点の補正日は、令和 6 年 3 月 31 日である。」

議案第 10 号から議案第 14 号について、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ソ 議案第 15 号 令和 5 年度事業報告（案）について

事務局より次のように説明があった。

「2 令和 5 年度の振り返り」

「令和 5 年度は、コロナ禍も沈静化し、事業活動全般が久しぶりに落ち着いた一年であった。

新たな事業では、調布市の子ども政策部門から、「ヤングケアラー・コーディネーター事業」を受託、開始した。ケアラー支援については、かねてより公社では力を注ぎ、ヤングケアラーとのかかわりについても、その一環で、既に前例のあるものである。そうした経緯もあり、事業の受託につながった。

令和 5 年度は、主に関係機関とのパイプづくりや情報の収集、そして事業の PR や啓蒙活動を行った。その結果、39 件の相談を受け、うち 3 件をヘルパー派遣につなげた。

令和 6 年度は、担当職員の雇用形態を非常勤職から常勤職に変更して、事業の一層の安定化と拡大を目指す。

また、新たに職務限定正社員制度も開始した。これを活用し、令和 5 年度は、訪問介護事業と居宅介護支援事業で、合計 3 人の職員を確保した。その結果、両事業で特定事業所加算の取得ができた。

また、長らくの懸案であった、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業とデイサービスぶちぼあん事業については、令和6年度からの事業形態や事業の主体について、調布市との協議を整えることができた。これを受け、令和5年度は、利用者や家族・関係者等への説明や周知を行うとともに、事業所のレイアウトの変更を行った。これについては、職員の尽力で、大きな混乱もなく完了した。

第3次中期計画の策定については、令和5年度を通しての作業となったが、職員が議論を重ね、シンプルで分かりやすい計画が策定できた。今後、職員一丸で、そこで示された行動指針に沿い、重点事項を中心に、公社の理念実現を目指す。

既存の事業では、公社の看板たる住民参加型事業で、利用世帯数が、コロナ禍以前と同等のレベルに回復している。

ホームヘルプサービス、食事サービスともに、徐々にではあるが、利用を希望する方が増えている。一方で、サービスの担い手となる協力会員数については、相変わらず伸び悩みが続き、これを解消する有効な手立てが見つからない状況である。新規に加入する協力会員は、一時に比べると増えてはいるが、それ以上に退会者が多い現状である。最近には特に高齢で退会される方が多く、調理など技術の習得等にある程度の時間を要する活動については、後継者の確保・育成といった課題も浮かび上がっている。

自主事業の収支については、居宅介護支援事業で400万円余の大幅な赤字を出したものの、訪問介護事業とデイサービスぶちぼあん事業が堅調だったことから、3事業総体では黒字になった。令和6年度は、訪問介護事業と居宅介護支援事業の2事業になるので、これまで以上に、各事業単体での収支均衡を注視していく。

そのほかの事業等に関する実績等については、資料記載のとおりである。」

理事より、「デイサービスの食数が減ったと思うが、そのことに対してはどのようにお考えか」との質問があり、事務局より、「確かにデイサービスのほうは利用者は減っているので、その分の食数が減っている。その分が配達の利用者のほうに回せるような状態になっているので、全部カバーするわけではないが、そちらのほうにシフトしている。

今問題なのは、むしろ作り手が確保できないということである。そこがクリアできれば、多分稼働率が上がって、配達する方はある程度確保できているので、ご希望する方、待機している方に回せるような流れになると思うが、何分作る方が追いついていないという状態である。

ただ、先々の話であるが、ここで市基準の事業がある程度順調に進んだ暁には、例えばそこの方にお弁当を提供するなど、事業展開を今検討しているので、市基準がどこまで拡大できるか、それによって、食数の拡大も見越せるのではないかと考えている」との答弁があった。

理事より、「食事サービスの点では、人の命を守る衣食住の食なわけで、待ってられない。

食べなければいけないということで、申し込んでも来ないという、待っている人の気持ちを考えると、ここは充足していかなければいけないのではないかと。待機者が発生しているという事実を重きを置いて、協力会員さんの発掘にもっと力を入れて、そのニーズをおろそかにしないで、今ある人数でしっかり対応できるような体制づくりをもっと真剣に取り組んでいったほうがいいのではないかと。

ゆうあいさんが最もゆうあいさんらしい事業の一つで、サービスとして一番重要なサー

ビスであることを考えると、給食サービスを始めた頃の、あの燃えるようなものを、もう一度公社の中に燃えたぎらせていただきたい。

コロナ前のところに少しずつ戻りつつあるということと、今作っている食がほぼ同じぐらいに行っているというところで、本当に皆さんの頑張りにはすごく敬意を示している。これから先の地域住民の食生活を守っていきたいということであれば、担い手を発掘することは努力ができないことではないと思っている」との意見があり、事務局より、「一つは、最近の物価高で、まず食材の値上がりがある。民間の事業者は、多分それに耐えられなくて、食事の質が落ちているのだと思う。そうすると、相対的に公社の食事の価値が上がっているが、おいしいものだったら、ちょっとお金出しても食べてみようという方が増えている。そういう意味では、本当に今がチャンスの時期だと思っている。今は追い風だと思うので、ぜひそこを何とか取り込みたいと思っている」との答弁があった。

理事より、「農協さんや企業の協力をいただいたり、特にここら辺は農家が多いので、農家の方たちの協力もいただきながら、食材を集めるとか、そういうことをしながら、物価高にいかに対応していけるかということも含めて、お金を出して買うだけではなくて、いただけるものはいただくということも考えながら、やっていけるとよいと思う」との意見があった。

理事より、「ゆうあいさんの食事がいいところというのを、もう少しアピールをうまくする。スーパーなどで買うお弁当は、おいしいが、何回か食べると飽きてくる。ゆうあいさんの食事は、最初からの熱意で、おだしから全部とって作っており、家庭の味なので、飽きが来ない。その辺を分かってくくださる方が増えてきているような感じを受ける。だから、そこをぜひ推していただきたい。調理の方の確保はどう手を打っているのか」との質問・意見があり、事務局より「令和5年度は本当に調理者が少なくて、調理の方々自ら、公社と相談しながら、どうやったらこれからローテーションが回るのかなど、いろいろ話をした。そこでお話が出ていたのは、公社の手作りのお食事、材料費が高い、経費がかかる、人もいない。それで安易に加工品、冷凍食品とか、出来合いのものを使うとなったら、私たちは調理をしなくなるとおっしゃる。本当に調理の方々にはポリシーを持って、想いを持ってやっているの、今の現状と想いを両立させていくということがとても難しいなと事務局も感じながらも、やはりそこは公社としては外せない、守るべきところなので、引き続き工夫しながらやっていければと思っている。

ただ、調理員を集める工夫であるが、正直言うと、協力会員さんの確保が相当困難なので、現状としては、協力会員さんを募集して、来てくれればいいが、そうならなかったためのために、並行して、調理師さん、いわゆるボランティアではなくて、ある程度仕事として、365日の調理を回すということ、事務局の責任において行う。今までは、おなかまさんにしわ寄せが行ってしまったので、1人減れば、誰かがその穴を埋めるために入っていて、負担がかかっていたので、そこは事務局としても改めて考えを見直して、足りない部分は、仕事として来てくださる調理師さんということも選択肢の一つとして、安心して協力会員の方に活動していただくということで、現在、進めている」との答弁があった。

理事より、「そういうことが少しずつ具体化していくと、また違ってくると思う。令和5

年度の総括の1番目がこの問題なので、公社としても、このことにすごく力を入れているというのも見えてくる。今、お子さんからお年寄りまで、食の生活が貧しいと言われている日本で、この部分をもっと豊かにしていけるサービスが提供できるゆうあいさんになっていくと、また違うかなと思う。例えば今お料理をつくっている協力会員さんたちに料理教室を開いてもらって、お弁当を一緒につくるなど、ぜひ皆さんで工夫して、このサービスを広げていき、待機者のない状態に持って行っていただけたらなと思う」との意見があった。

理事より、「市基準のデイに通えるという条件は何か」との質問があり、事務局より、「介護保険で要支援1、2の認定を受けた方である。包括支援センターのほうでチェックリストがあり、この方はそういう事業を利用しないと閉じこもってしまうとか、そういった予防が必要な人というのは事業の対象者として利用することができる」との答弁があった。

理事より、「今でも、ここへ自力で通える人というのが対象なのか」との質問があり、事務局より、「これまでそういう方しか対象にしてこなかったが、バスストップといった送迎方法を今回導入しており、今後、そうではない方も利用できるようにしていく予定である」との答弁があった。

理事より、「どこにバスストップがあるかなどはどうしたら分かるか」との質問があり、事務局より、「包括支援センターが要支援の対象になる方のプランの担当をするので、そちらへ問い合わせると大丈夫かなと思う。実際のバスストップは、とまっていられる場所等を、包括支援センターと相談しながら、一つずつ設置していく予定である」との答弁があった。

理事より、「現在は、まだ増えていないのか」との質問があり、事務局より、「6月から、包括のエリアでいうと、仙川包括になるが、神代団地のところに1カ所予定している」との答弁があった。

理事より、「調布エリアは全部いいのか」との質問があり、事務局より、「エリア全体としては、調布市とは思ってはいるが、実際にここに来て活動する時間も決められているので、恐らく飛田給や深大寺の北のほうは難しいと思う。

プランニングしている側からすると、市基準の選択というのが、限られている方なので、ご自身がここまで来られるという意欲がある方で、歩かなくても、タクシーで来たいという方であれば、ご自身で来るのはありだと思っているが、そこまでして来ないし、お迎えが来ることを選択される方がいるので、マネジメントする側としては、対象者を選びながらご紹介している。

週2回の体制とか、要支援2の方も受け入れがしやすく体制が変わってきていると思うが、自分で来るという方は要支援1ぐらいと捉えていた。だんだん広がってくると思っているのと、ぜひ短い時間でも運動したいという方を誘導して、自立に向けて、卒業していただく方が増えたらなという目標を持ってプランニングはしている。対象者が限られると思うが、適宜入れていくと、卒業できるのではないかとは思う」との答弁があった。

理事より、「ゆうあいとしては、長い時間ではなく、2時間とか2時間半とか運動をして、それを目指すということか」との質問があり、事務局より、「プランニングの意図として

は、短い時間で、ご自身の生活を崩さない程度に運動を取り入れていただける方というふうに捉えている。慌ててここに来てお風呂に入るという人ではなく、短い時間の選択の一つとしての市基準をプランニングしている」との答弁があった。

理事より、「バストップ方式のバスは、1台のバスを何時から何時まで動かすとか、そういう計画なのか。あまり遠いところは難しいのか」との質問があり、事務局より、「今回、神代団地の中に、場所を決めて、何時に車が来るので、皆さん、その時間にそこに集合してくださいといった形で行っていく。その時間に合わせて車が行き、そこで乗って、また帰りも同様に、そこまでお連れするという仕組みで考えている。そういう拠点がこれから増えていくと考えている」との答弁があった。

理事より、「そのバスが、時間をズレて何回か一日のうちにピストンするという計画なのか」との質問があり、事務局より、「曜日・午前と午後とで展開していく予定だが、その各曜日で場所を決めて行っていく。例えば月曜日の午前ならこの場所、月曜日の午後はまた違うバストップの拠点という形で、そういったものが増えていく予定である」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

タ 議案第16号 令和5年度収支決算（案）について

事務局より次のように説明があった。

「1 令和5年度収支状況」

「収入総額は5億1,745万円余、支出総額は5億1,490万円余となり、当期の収支差額は254万円余となっている。その結果、次期繰越収支差額は6,561万円余となる。

収支差額の内訳は、表の下※1である。

公社の収支差額が出る要因としては、自主事業の3事業（訪問介護、居宅介護支援、デイサービスぷちぼあん）の収支である。

訪問介護事業で349万円余の黒字、居宅介護支援事業で462万円余の赤字、デイサービスぷちぼあん事業で235万円余の黒字となり、自主事業全体では122万円余の黒字となった。また、その他（寄付金収入等）で132万円余の黒字となっている。

居宅介護支援事業の赤字については、2年連続赤字となっている。要因としては、令和5年度11月から特定事業所加算の取得がかない、加算を取ってきたが、赤字を埋めるまでの収支改善には至らなかったということである。

また、ケアプランの受け持ち件数も目標に達していないというところで、今後この赤字をなるべく早く解消すべく、各ケアマネが受け持つ件数等の増加に努め、収支の改善に努めていきたい。」

「2 正味財産増減状況」

「経常収益から経常費用を差し引いた、当期一般正味財産増減額は、351万円余となった。

正味財産の増減要因は、※2の収支差額、減価償却費、固定資産取得の合計である。

結果として、一般正味財産期末残高が1億103万円余となり、これに指定正味財産を加えた正味財産期末残高は、4億103万円余となっている。

令和5年度財務諸表（案）については、後ほどご確認願いたい。」

監事より、次のように監査結果報告があった。

「私たち両監事は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの令和 5 年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果について、次のとおりに報告する。

1 監査の方法及びその内容

(1) 業務監査については、理事会等に出席し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。

(2) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

- チ 議案第 17 号 理事候補者の選任について
- ツ 議案第 18 号 理事候補者の選任について
- テ 議案第 19 号 理事候補者の選任について
- ト 議案第 20 号 理事候補者の選任について
- ナ 議案第 21 号 理事候補者の選任について
- ニ 議案第 22 号 理事候補者の選任について
- ヌ 議案第 23 号 理事候補者の選任について
- ネ 議案第 24 号 監事候補者の選任について
- ノ 議案第 25 号 監事候補者の選任について
- ハ 議案第 26 号 評議員候補者の選任について
- ヒ 議案第 27 号 評議員候補者の選任について
- フ 議案第 28 号 評議員候補者の選任について
- ヘ 議案第 29 号 評議員候補者の選任について
- ホ 議案第 30 号 評議員候補者の選任について
- マ 議案第 31 号 評議員候補者の選任について
- ミ 議案第 32 号 評議員候補者の選任について
- ム 議案第 33 号 評議員候補者の選任について

議案第 17 号から議案第 33 号までは、役員の変更に伴う人事案件であるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「初めに、議案第 17 号から議案第 23 号と議案第 24 号、議案第 25 号、理事候補者と監事候補者の選任についてである。

定款第 25 条では、「理事・監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」とあり、令和 6 年度定時評議員会をもって、理事・監事の皆様の任期は満了となる。これまで公社の発展にご尽力をいただき、感謝を申し上げます。

なお、理事・監事の選任は評議員会の決議事項になる。」

事務局より、事務局案について、経歴書をもとに候補者の説明があった。

「続いて、議案第 26 号から議案第 33 号、評議員候補者の選任についてである。

定款第 13 条では、「評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない」とあり、令和 6 年度の定時評議員会をもって、評議員の皆様についても任期は満了となる。これまで公社の発展にご尽力いただき、感謝を申し上げます。

なお、先ほど同様、評議員の選任についても、評議員会の決議事項になる。」

事務局より、事務局案について、経歴書をもとに候補者の説明があった。

議案第 17 号から議案第 33 号について、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

メ 議案第 34 号 令和 6 年度定時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づいて理事長が招集することになっている。

このことから、令和 6 年 5 月 15 日（水曜日）午後 2 時より、令和 5 年度事業報告、収支決算、理事・監事・評議員の選任について審議するため、定時評議員会を開催いたしたく提出するものである。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第 1 号 令和 5 年度下半期苦情解決状況について

事務局より次のように報告があった。

「令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までの 6 カ月間で申し出があった苦情は、1 件で、食事サービス事業に関するものである。

苦情の内容としては、ご利用者さんの息子様からの苦情である。食事の配達者をご利用者宅を訪問した際に、玄関の鍵を締めずに立ち去り、キーボックスのカバーも開いていたことについて、ご指摘いただいた内容である。

対応の状況としては、息子様に謝罪した後に、担当職員が利用者宅を訪問し、施錠の状況を確認したところ、玄関の鍵とキーボックスが施錠されていることを確認した。恐らくご利用者様ご本人が施錠したものである。後日改めて息子様をご在宅時にケアマネジャーと同行で訪問し、再度謝罪をお伝えした。

改善策としては、配達担当者へ注意事項を申し送り、再発防止の周知徹底を依頼した。ご利用者様やご家族からの信頼関係を損なわぬよう、職員、協力会員とも苦情解決に関する情報共有に努めていく。」

報告のとおり，了承された。

イ 報告第2号 令和5年度下半期事故報告について

事務局より次のように報告があった。

「報告対象期間は，令和5年10月から令和6年3月までの6カ月間で，発生した事故報告件数は17件である。

事業別に見ると，国領デイサービス事業が5件，訪問介護事業が3件，食事サービス事業が5件，ホームヘルプサービス事業が1件，ふちぼあん事業が3件となる。

事故の概要としては，車両や物品等の破損，転倒などによる怪我が多いが，利用者から職員に対するハラスメントや食事への異物混入など，様々な事故内容が発生した。いずれの事故も，再発防止が重要であることから，今後も引き続き，情報共有やマニュアル整備を徹底していく。」

報告のとおり，了承された。

以上で，本日の案件について全て終了した。